

令和6年8月16日発行

**令和6(2024)年度千葉県主任介護支援専門員研修 開催案内****オンラインコース・参集コース**

本研修は、厚生労働省で定める「主任介護支援専門員研修実施要綱」に基づいて実施します。

**はじめに**

○介護支援専門員の法定研修に係るガイドラインが見直されたことを受け、令和6年度から新カリキュラムで実施いたします。これに伴い、研修内容等が変更になり、演習や使用する様式等について現在調整中のため、詳細は受講決定後にお知らせします。

○千葉県では介護支援専門員法定研修を主にオンライン(Zoom 機能)で実施しています。本研修の参集コースでは規模は最小限(定員 20 名程度)に抑えます。

**○教育訓練給付制度について**

- ・本研修は、国の教育訓練給付金制度の「特定一般教育訓練」の指定を受けており、対象となる方については、ハローワークへの申請により受講費用の一部が支給されます([厚生労働省ホームページ](#)内、「教育訓練給付制度」をご参照ください)。
- ・講座の受講開始 2 週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受けジョブカードを作成し、ハローワークにおいて受給資格確認を行うことが必要です。
- ・詳しくは、お近くの都道府県労働局やハローワークにお問い合わせください。

教育訓練講座名	指定番号
介護支援専門員 主任介護支援専門員研修	1220210-1920033-3

**(1) 研修の目的**

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的としております。

**(2) 主任介護支援専門員資格について****1) 研修修了者名簿の取り扱い**

主任介護支援専門員は、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域で中心的に活動する役割を担います。主任介護支援専門員の活動支援・推進のため、本研修修了者の名簿を作成し、市町村に情報提供することをご了承願います。

**2) 主任介護支援専門員資格の更新制度について**

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正により、平成 28 年度から主任介護支援専門員資格に更新制度が導入されました。主任介護支援専門員資格を更新するためには、その有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了する必要があります。

[→千葉県高齢者支援課ホームページ「\(7\)主任介護支援専門員更新研修を修了された方」参照](#)

▶▶▶ ご注意ください ◀◀◀

- ・本研修は主任介護支援専門員の資格取得のための研修であるため、本研修の受講により介護支援専門員の資格を更新することはできません。
- ・主任介護支援専門員の資格が有効な方は受講対象外です。

(3) 実施機関 特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会（千葉県指定実施機関）

(4) 受講対象要件

以下の必須要件の全てに該当し、かつ、個別要件のいずれかに該当すること。

●必須要件 ア～キの全てに該当すること。

ア	千葉県内の介護保険事業所等(★)において現に介護支援専門員として従事している者
イ	介護支援専門員資質向上事業実施要綱に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は実務経験者対象の更新研修を修了した者。
ウ	介護支援専門員証の登録地が千葉県の者(※1)であって介護支援専門員の業務に関し、十分な知識と経験を有しており、主任介護支援専門員に求められる役割を深く自覚し、その業務に対する意欲と相応する経験、活動実績を有する者。
エ	現在の事業所での在籍が申込み時点で6ヶ月以上の者。(法人内での異動は同一事業所と考えて差し支えない。)
オ	研修全日程を受講できる者。
カ	主催者が提出を求める課題及び事例等を提出できる者。
キ	本研修修了までの間、介護支援専門員の有効期間が有効である者。

●個別要件 ①～④のいずれかに該当すること。

①	専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上で現に介護支援専門員として従事している者(ただし、介護保険事業所等(★)の管理者との兼務は期間として算定できる)。
②	「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了したもの(※2)を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上で現に介護支援専門員の業務に従事している者(ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できる)。
③	介護保険法施行規則第140条の66第1号のイの(3)に規定する主任介護支援専門員に準ずる者(※3)として、現に地域包括支援センターに配置されている者。
④	その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、千葉県が適当と認める者。具体的には次のいずれかに該当する者とする。
④-1	在宅介護支援センターの相談員との兼務期間を含めて介護支援専門員として従事した期間が通算5年(60ヶ月)以上で現に介護支援専門員の業務に従事している者。
④-2	地域包括支援センターに配属予定(または配属されている者)で市町村の推薦を受けた者。
④-3	現に介護支援専門員指導者として「『介護支援専門員資質向上事業の実施について』の一部改正について」(平成27年2月12日老発第0212第1号厚生労働省老健局長通知)に定められた介護支援専門員研修の指導に携わる者で本研修を未受講の者。

- ※1 介護支援専門員証の登録地が千葉県以外の者が本研修を受講する場合は、受講決定後に「受講地変更」又は「登録地移転(転出)」の手続きが必要になります。受講決定通知にてあらためてお知らせいたします。
- ※2 平成 14～16 年度に実施されていた研修であり現在は実施されていません。
- ※3 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、ケアマネジメントリーダー養成研修を修了しており、主任介護支援専門員に準ずる者として配置されている者です。

## 【用語の説明】

### 介護保険事業所等（★）について

千葉県内の居宅介護支援事業所又は介護保険施設等（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。）の事業所、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）の事業所、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）の事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所、地域包括支援センターにおいて、常勤専従の介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者として従事していること。

※上記の介護保険事業所等の管理者と介護支援専門員の兼務は、常勤専従とみなす者とします。  
（令和 3 年度から居宅介護支援事業所以外の管理者にも拡充）

### 専任とは

介護支援専門員として常勤専従のことを指します（上記の介護保険事業所等（★）の管理者との兼務、また千葉県では④-1 在宅介護支援センターの相談員との兼務も専任の期間に算定可能）。

### 常勤とは

当該事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数に達していることを指します（本研修での「常勤」とはあくまで本研修の受講要件としての位置づけであり、加算等申請における「常勤」の捉え方ではありません）。

### 専従とは

当該事業所における勤務時間において、介護支援専門員以外の職務に従事しないことを指します。

### 介護支援専門員として従事している者とは

- ・介護支援専門員として配置され、現にケアプラン（介護予防を含む。）を作成している者のことを指します。
- ・要介護認定調査のみ、利用者や事業者との連絡調整のみ等の場合は、介護支援専門員の実務とはみなされません。
- ・地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士として配置されている場合は、介護支援専門員として従事及び実務経験期間に認められません（なお、個別要件④-2 に該当する者についてはこの限りではない）。

## （5）申込期限

令和 6 年 9 月 6 日（金）必着

必要書類を揃え、勤務先のある市町村の担当課へ郵送にてお申込みください。（F A Xは不可）

## （6）予定定員 252 名（オンラインコース 234 名・参集コース 18 名）

- ・受講者の選考につきましては、提出された書類の内容から千葉県が厳正な審査（一次選考、二次選考）を行い決定します。定員を超過した場合は、提出書類の記載内容及び添付書類、次頁の優先要件により選考いたします。
- ・提出書類の記入漏れや添付漏れ（特に個別要件を証明する書類等の不備）がある場合は、選考において下位となり受講をお断りすることがございます。予めご了承願います。

【優先要件】	優先上位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、居宅介護支援事業所で管理者として従事している者</li> <li>・本研修修了後に居宅介護支援事業所で管理者として従事する予定の者</li> <li>・本研修修了後に特定事業所加算に係る届出を予定している事業所の者</li> <li>・地域包括支援センターに配属予定(または配属されている)で市町村の推薦を受けた者</li> <li>・県が必要性を認め、受講を優先させる者</li> </ul>
	優先下位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一事業所から複数の申込みがある者（人数を制限する場合があります）</li> <li>・所属事業所を短期間で頻繁に変更している者</li> <li>・提出書類の不備等（未記入や不足書類等）がある者</li> </ul>

(7) 研修費用 57,400 円

- ・内訳 受講料 53,000 円  
 テキスト 4,400 円 『4訂／介護支援専門員研修テキスト 主任介護支援専門員研修』  
 発行：一般社団法人日本介護支援専門員協会
- ・お支払い方法は受講決定通知にてお知らせいたします。

(8) カリキュラム (主任介護支援専門員研修実施要綱)

科目	目的	内容	時間数
○主任介護支援専門員の役割と視点	地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアを実現するケアマネジメントを展開するに当たり、主任介護支援専門員が果たすべき役割を認識するとともに、その役割を担う上で必要な視点、知識及び技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等における主任介護支援専門員の役割(地域や事業所の介護支援専門員に対する個別支援、地域や事業所における人材育成の実施、多職種等とのネットワークづくりや社会資源の開発などの地域づくり及びセルフケア・セルフマネジメントに関する地域住民の意識づくり)について講義を行う。</li> <li>・事業所におけるケアマネジメントと地域包括ケアシステムにおいて求められるケアマネジメントの違いに関する講義を行う。</li> <li>・介護支援専門員に対する指導・支援の視点及び地域包括ケアシステムの構築に当たっての地域づくりに関する講義を行う。</li> <li>・介護保険制度や利用者支援に係る周辺制度について、最新の制度改正等の動向に関する講義を行う。</li> <li>・質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供に向けた現状の取組及び課題についての講義を行う。</li> </ul>	講義5時間
○ケアマネジメント(居宅介護支援、施設における施設サービス計画の作成、サービスの利用援助及び施設サービス計画の実施状況の把握並びに介護予防支援をいう。以下同じ。)の実践における倫理的な課題に対する支援	介護支援専門員が直面しやすい倫理的課題に対し、どのような姿勢で対応すべきかについて指導・支援する技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員倫理綱領の意義・内容を再確認し、介護支援専門員が備えるべき倫理を実践例を交えて講義を行う。</li> <li>・ケアマネジメントを行う際に直面する倫理的課題と対応方法について講義を行う。</li> <li>・個別支援において生じた倫理面の課題に対する指導・支援方法について講義を行う。</li> </ul>	講義2時間
○終末期ケア(EOL(エンドオブライフ)ケア)を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント	高齢者の生理、心理、生活環境などの構造的な理解や疾患別のケアの留意点、終末期ケアの基本等を踏まえた介護支援専門員への指導・支援や地域づく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「適切なケアマネジメント手法」の意義、基本的な考え方を踏まえた、介護支援専門員への指導・支援の方法や留意点に関する講義を行う。</li> <li>・終末期ケアの基本を理解し、居宅及び施設における終末期ケアの課題や必要な視点について講義を行う。</li> <li>・終末期ケアで必要な看護サービス等を活用する際の視点や医療</li> </ul>	講義3時間

ト及び疾患別ケアマネジメントの理解	り等を行うために必要な知識・技術を修得する。	職をはじめとする多職種との連携方法・協働のポイントについて講義を行う。	
○人材育成及び業務管理	質の高いマネジメントを提供し、事業所の適正な運営等を図るための「人事管理」「経営管理」に関する知識の修得及び「人材育成」「業務管理」の手法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や事業所内における介護支援専門員の人材育成に関する留意事項、効果的な取組及び方法(研修計画の作成、OJT と Off-JT、事例検討会等)について講義を行う。</li> <li>・地域において人材育成を行うに当たって必要なネットワークの構築方法に関する講義を行う。</li> <li>・事業所内における介護支援専門員に対する業務管理の意義・方法及び課題と対応策について講義を行う。</li> </ul>	講義3時間
○運営管理におけるリスクマネジメント	ケアマネジメントを实践する上で発生するリスクに対して、組織や地域として対応する仕組みの構築に必要な知識・技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒヤリハットの事例に基づき、ケアマネジメントを行う上で発生しうるリスクの予測とその評価の手法について講義を行う。</li> <li>・地域や事業所におけるリスク軽減に向けた仕組みや体制の構築の手法について講義を行う。</li> <li>・介護支援専門員に課せられている秘密保持義務の規定を再確認し、個人情報取扱に係るリスクと関連制度について講義を行う。</li> <li>・自然災害や感染症が発生した場合の対応に関する基本的な考え方や方法、対応体制の構築に向けて必要な知識や方法について講義を行う。</li> </ul>	講義3時間
○地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)	地域において、地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)の実践が進むよう地域づくりの重要性と主任介護支援専門員の役割を理解するとともに、地域課題の把握方法、地域づくりに向けた具体的な取組内容等に係る必要な知識・技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりの意義と手法及び地域課題を把握するための情報の入手・活用する方法について講義を行う。</li> <li>・地域課題の解決に向けた関係者によるネットワークの機能や構築方法について講義を行う。</li> <li>・地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)に関する介護支援専門員に対する指導・支援方法を修得する。</li> <li>・地域ケア会議等を通じて把握した地域課題を解決するための地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)の展開について、基本的な考え方や方法を修得する。</li> </ul>	講義及び演習6時間
○地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実現	地域において、医療との連携や多職種協働が進むよう、他の介護支援専門員や多職種に対する働きかけ、連携・協働の仕組みづくりに必要な知識・技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療職をはじめとした多職種との協働における工夫と留意点など成功例と失敗例を参考にして連携・協働の仕組みづくりの重要性を理解する。</li> <li>・地域ケア会議が有している機能と、当該会議を効果的に開催するための運営方法に関する講義を行う。</li> <li>・行政との連携・協働に当たっての留意点に関する講義を行う。</li> <li>・多職種協働において関係する他法他制度(難病施策、高齢者虐待防止関連施策、障害者施策、生活困窮者施策、仕事と介護の両立支援施策、ヤングケアラー支援関連施策、重層的支援体制整備事業関連施策等)の概要と他法他制度を活用する際の関係機関等との連携・協働に当たっての留意点に関する講義を行う。</li> <li>・日常的な実践における医療職をはじめとした多職種協働に関する介護支援専門員への指導・支援方法を修得する。</li> </ul>	講義及び演習6時間
○対人援助者監督指導(スーパービジョン)	対人援助者監督指導(スーパービジョン)の機能(管理や教育、支援)を理解し、実践できる知識・技術を修得するとともに、スーパーバイザーとして主任介護支援専門員に求められる姿勢を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対人援助者監督指導(スーパービジョン)の内容と方法に関する講義を行う。</li> <li>・対人援助者監督指導(スーパービジョン)の効果、介護支援専門員に対して対人援助者監督指導(スーパービジョン)を行う際の留意点及びスーパーバイザーとしての主任介護支援専門員の心構えと視点を理解する。</li> <li>・個人対人援助者監督指導(個人スーパービジョン)と集団対人援助者監督指導(グループスーパービジョン)の方法等を修得する。</li> </ul>	講義及び演習18時間
○個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	介護支援専門員に対する指導・支援における様々な方法と関わり方について、その具体的な方法や留意点を理解するとともに、事例研究の実践的な展開方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の事例に対する介護支援専門員のケアマネジメントについて、主任介護支援専門員として指導・支援を行う際の様々な方法(コーチング、ティーチング等)を修得するとともに、指導・支援を行う際の様々な場面における関わり方を理解する。</li> <li>・指導・支援に当たっての留意点を踏まえつつ、事例検討・事例研究における指導・支援の実践的な展開方法(会議の設定と準備、介護支援専門員との関係構築、傾聴、承認、指導・支援の具体的な展開及びまとめと振り返り)を修得する。</li> </ul>	講義及び演習24時間

※千葉県では国の要綱で示されている上記カリキュラムの他、オリエンテーション等を実施する予定です。

### (9) 日程表

本研修は12日間で構成され、オンラインと参集を同日開催で行います。日程やプログラムの変更、研修の中止、延期等が生じる場合がありますので、予めご了承ください。

#### 1～12日目 講義（動画配信）

- ・指定された期間内であれば、パソコン、タブレット等でいつでも繰り返し視聴が可能です。
- ・4～12日目の講義については、各演習日の前日までに講義動画を視聴していただきます。

#### 4～12日目 演習

- ・研修時間は 9:45～17:30（12日目のみ 9:45～18:30）を予定しています。事前学習や事後学習等の導入により時間は研修日により異なります。詳細な時間は受講決定通知にてお知らせします。
- ・オンラインコース：Z o o mミーティング / 参集コース：TKPガーデンシティ千葉（予定）

研修日程		研修時間	科目		
11月中旬（調整中）		90分程度	事前オリエンテーション		
講義 （動画配信）	1日目	5時間	・主任介護支援専門員の役割と視点		
	2日目		5時間	・ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援 ・終末期ケア（EOL（エンドオブライフ）ケア）を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解	
	3日目			6時間	・人材育成及び業務管理 ・運営管理におけるリスクマネジメント
	4～12日目	（各演習日の前日まで） 視聴完了期日	12/8（日）まで	2時間	地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）
			12/15（日）まで	2時間	地域における生活の継続を支える医療との連携及び多職種協働の実現
12/23（月）まで			3時間	対人援助者監督指導（スーパービジョン）	
1/26（日）まで			2時間	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	
12月上旬（調整中）		10～20分程度	接続テスト（参加自由）		
演習 （ZOOMミーティング・参集）	4日目	12/9（月）	9:45～17:30	地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	
	5日目	12/16（月）		地域における生活の継続を支える医療との連携及び多職種協働の実現	
	6日目	12/24（火）		対人援助者監督指導（スーパービジョン）1	
	7日目	1/8（水）		対人援助者監督指導（スーパービジョン）2	
	8日目	1/16（木）		対人援助者監督指導（スーパービジョン）3	
	9日目	1/27（月）		個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開 1	
	10日目	1/29（水）		個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開 2	
	11日目	2/10（月）		個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開 3	
	12日目	2/17（月）	9:45～18:30	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開 4	
	予備日	2/25（火）	研修期間中の災害等、不測の事態が生じた場合、その代替日としてこの日程に実施することがあります。実施することが決定した場合は、速やかに受講者へお伝えします。		

(10) 受講にあたっての留意事項

- ・研修で使用する配布資料等は、受講者が各自ダウンロードまたは印刷し準備していただきます。印刷に係るインク代、用紙代等の費用は受講者の負担となります（参集コースの場合も同様）。
- ・配布資料等のコピーや無断転載、当該研修の受講者以外に閲覧・配布等することは原則禁止します。
- ・研修実施にあたりオンライン上で受講者の情報及び受講者が提出する事例の共有等を適正に管理するため、クラウド(Google ドライブ)の活用を予定しております。
- ・Google アカウントの取得が望ましいですが必須ではありません（Google アカウントを有していなくても受講は可能）。
- ・受講する際のパソコンの操作、機器の準備等は受講者自身がおこなってください。当会では、パソコンの設定、操作、インターネット環境に関するお問い合わせはお受けできません。
- ・オンラインコースの方については、研修中の通信環境のトラブル等は事務局では対応できかねますので、あらかじめご了承ください。

[→千葉県高齢者福祉課ホームページ「介護支援専門員オンライン研修について」参照](#)

【オンライン受講環境の確認事項】

番号	項目	内容 PC…パソコンの略
1	インターネット環境 (通信無制限)	Zoomを使用している間は、インターネットに常時接続します。安定して接続できる環境であるか、通信環境を事前によく確認し対応できるようにしてください。Wi-Fiよりも有線を推奨します。
		オンライン研修により発生する通信料は受講者負担となります。当会は一切対応できません。データ使用料が大きいため、ご利用の通信料金や契約内容をご確認ください。
2	インターネットに接続 できるパソコン	講義等の資料共有やグループ演習を行うため、スマートフォンやタブレット等での受講は不可とします。(動画視聴を除く)
		PCは1人1台とし、1台のPCで複数名が受講することや、1名が複数のPCや端末で受講することは禁止します。
		PCはインターネットに接続するためセキュリティ対策をしておいてください。
3	イヤホン、マイク (ヘッドセット)	研修内容が外部に漏れることを防ぐため、また、グループワークの際に周囲の音声を拾わずにお互いの音声がはっきり聞こえるように、PCに接続できるイヤホンとマイク(ヘッドセット)の使用を必須とします。特に同じ空間での複数使用の場合はヘッドセットが必須となります。
4	ウェブカメラ	受講状況の確認のため、カメラをオンにして常時顔を映して受講していただきます。PCに内蔵されていない場合は外付けのカメラが必要です。
5	受講に適切な場所	音声がよく聞こえるように静かな場所で受講してください。
		受講者以外の第三者が研修内容を視聴することはできません。
		勤務先や自宅等で受講する場合は、受講する部屋をできるだけ別室(受講者本人のみ)にし、同じ空間で複数人での参加は避けてください。 ・ハウリング等を防ぐため。 ・受講者以外の映り込みを防ぐため。 ・グループ演習時の個人情報等の漏洩を防ぐため。
6	更新(アップデート)	使用するPCのOS(Windows)や、Zoomのアップデートを常に行い、受講時は最新の状態にしておいてください。

7	その他(参考)  ※令和6年8月1日現在	Zoom のシステム要件については Zoom ホームページで確認してください。 <a href="https://support.zoom.us/hc/ja/articles/201362023">https://support.zoom.us/hc/ja/articles/201362023</a> システム⇒macOS X と macOS X (10.10) 以降 Windows 11、Windows 10(注: Windows 10 で実行されているデバイスは、Windows 10 Home、Pro、Enterprise のいずれかで実行されている必要があります。S モードはサポートされていません)、Windows 8 または 8.1 ブラウザ ウェブブラウザ⇒Chrome、Firefox、Edge、Safari 最新バージョンから 2 バージョン以内 プロセッサまたは RAM の要件⇒シングルコア 1Ghz 以上～デュアルコア 2Ghz 以上 (intel i3/i5/i7 または AMD 相当)、RAM:4GB～推奨
---	----------------------------	---

### (11) 申込から受講までの流れ

要件確認・書類作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講対象要件、日程表等、研修の概要を確認する。</li> </ul>
申込受付  8月16日(金)～ 9月6日(金)必着	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式1から必要書類を揃えクリップ等でまとめてください。(ホチキス不可)</li> <li>申込期限までに勤務先のある各市町村の担当課へ郵送してください。(各市町村申込書郵送先一覧 p.12～13 参照)。郵送でなく直接持参する場合は、事前に各市町村の担当課へ確認をしてください。</li> <li>事業所で申込者が複数名いる場合は、全員分の申込書を揃え、事業所でまとめて提出するようにしてください。</li> <li>研修実施機関である千葉県介護支援専門員協議会へ直接申し込むことはできません。</li> <li>申込書類での不備等(未記入や添付漏れ)があった場合、研修受講者選考において下位となり受講をお断りする場合がございます。</li> </ul>
一次選考(書類審査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出された申込書類一式を審査します。</li> </ul>
一次選考結果通知 10月中旬発送予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次選考通過者には、二次選考の課題(事例等作成)の通知を所属事業所へ送付いたします。(一次選考において受講のお断りをする方にはその旨を通知します)</li> <li>二次選考の課題について、作成方法や必要書類・提出時期等は、同封する書類にてお知らせいたします。</li> </ul>
二次選考(課題審査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出された課題を審査します。</li> </ul>
受講決定通知 11月中旬発送予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講決定者には、受講決定通知等を所属事業所へ送付いたします。(二次選考において受講のお断りをする方にはその旨を通知します)</li> <li>研修費用をお振込みください。</li> </ul>
動画視聴 (接続テスト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前オリエンテーション動画を視聴していただきます。</li> </ul>
研修1～12日目 講義(動画配信)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講決定後、講義動画のオンデマンド配信が始まります。</li> <li>指定された期間内であれば、パソコン、タブレット、スマートフォン等で、いつでも視聴可能です。</li> </ul>
研修4～12日目 演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインコース…Zoomに接続して受講してください。</li> <li>参集コース…会場に集合して受講してください。</li> </ul>

### (12) 修了要件・修了証明書発行について

- 本研修での修了とは、以下の課題等の提出を含む、全日程・全課程を修了したことを指します。
- 修了された方には後日、修了証明書を発行いたします。

<p>本研修期間中において 提出が求められる課題等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修記録シート</li> <li>・演習等で使用する事例</li> <li>・研修全体を通して行う課題やレポート等</li> <li>・修了評価テスト</li> <li>・その他、主催者が提出を求める書類等</li> </ul>
-----------------------------------	--

**【受講上の注意】**

- ・欠席、遅刻、早退は認められません。講義途中での退出を確認した場合は、欠席扱いとなる場合があります。
- ・パソコン操作、オンライン上での通信トラブル等が生じ、研修の継続が困難と主催者判断した場合は、受講を辞退していただく場合があります。
- ・研修実施に影響のある状況、講義内容と関係のない行為等が認められた場合は、面談・協議等の上で受講を取り止めていただく場合があります。

**【受講決定後及び修了後の取り消し】**

- ・受講決定後であっても、以下①～④が認められた場合は、受講決定の取り消し、課題の再提出、研修の再受講等を指示する場合があります。
  - ①受講対象要件を満たしていないことが判明した場合。
  - ②書類、課題等の提出がない場合。
  - ③提出された課題等が一定の基準を満たしていない場合。
  - ④提出された書類に虚偽等がある場合。
- ・全日程を受講し修了証明書が発行された後に、不正等の判明により研修の修了を取り消すことが生じた場合は、研修の修了が無効となり、修了証明書を返還していただきます。

**【所属事業所推薦書提出の意義】**

- ・本研修受講者は、研修修了後、地域及び事業所内において本研修での学びを活かし主任介護支援専門員として活動していくことが求められます。所属事業所推薦書は、日頃の勤務状況を把握している代表者が作成することにより、修了後、受講者本人が事業所内外において、その役割・活動を明確にすることを目的としております。このことから研修期間中のみならず、本研修修了後も同一事業所で勤務していくことが望ましいと言えます。
- ・万が一、研修期間中（申込から修了証明書発行まで）にやむを得ない事情により事業所の変更が生じた際は、速やかに事務局へ連絡いただき、変更届と、変更後の所属先の所属事業所推薦書を提出してください。事務局への連絡がなく事業所の変更等が後日発覚した場合は、受講決定を取り消すことがございますのでご注意ください。

**(13) 申込に関する留意事項**

- ・申込段階では受講可否等についてはお答えできません。提出書類をもって審査し選考いたします。
- ・申込書類等に不備や不足が多い場合には、受講要件の有無に関わらず不受理とさせていただきます。
- ・提出後に申込書類の記載内容（氏名、住所等）に変更がある場合は、速やかに当会事務局までご連絡ください。
- ・受講申込書及び添付書類に記載された個人情報につきましては、本研修運営以外の用途には使用いたしません。

- ・提出された申込書類等は返却できません。提出書類一式は必ず控えを手元に残してください。
- ・書類審査においては、記載内容の他、千葉県が事業所データを照合する等の確認作業を行います。
- ・実務経験証明書や所属事業所推薦書等、事業所の代表者が作成する書類においても、証明する期間（特に実務経験期間の年月日）、必要項目の記載、押印等の不備にご注意ください。

(14) 修了証明書の添付

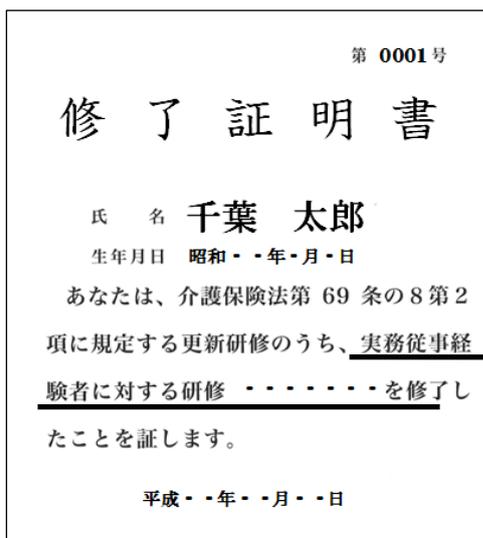
- ・以下を参照し、ア・イ・ウのいずれかの修了証明書を添付してください。
- ・過去に受講修了した研修により枚数が異なりますのでご注意ください。
- ・**ア**または**イ**の場合は2枚の修了証明書の写しが必要です。
- ・**ウ**の場合は1枚の修了証明書の写しが必要です。
- ・同じ研修を複数回受講している場合は直近のものを添付してください。

添付する枚数	研修名
ア 2枚添付	専門研修課程Ⅰ ※1
	専門研修課程Ⅱ（複数回受講している場合は直近の修了証明書）
イ 2枚添付	専門研修課程Ⅰ ※1
	実務経験者対象の更新研修 後期 ※2
ウ 1枚添付	実務経験者対象の更新研修 前期・後期 ※2

※1 平成15～17年度に実施した現任研修基礎研修課程ⅠまたはⅡでも可。

※2 実務経験者対象の更新研修の修了証明書の見分け方

- ・平成19～27年度に千葉県が実施した実務経験者対象の更新研修の修了証明書を提出する場合は以下を参照してください。
- ・平成28年度以降は実務経験者対象の更新研修と専門研修と同時開催で実施しているため、いずれの研修も修了証明書には「専門研修」と記載されています。



下線部分の文言が『実務従事経験者に対する研修（初回）の課程』の場合は、更新研修 前期後期です。  
→**ウ**に該当し、添付する修了証明書の写しはこちらの1枚です。

下線部分の文言が『実務従事経験者に対する研修（初回であり知事の定める研修を受講している場合）の課程』の場合は、更新研修 後期です。  
→**イ**に該当し、添付する修了証明書の写しは、こちらと専門研修課程Ⅰを合わせて2枚です。

(15) お問い合わせ先

<p>研修に関して NPO 法人 千葉県介護支援専門員協議会</p>	<p>〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター5 階 TEL：043-204-3631 問合せ時間：10:00～17:00</p>
<p>受講対象要件・ 受講決定に関して 千葉県健康福祉部高齢者福祉課</p>	<p>〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1-1 TEL：043-223-2387</p>

【封筒（宛名）の書き方】

<p>○申込の際は必ず封筒の表に <u>主任介護支援専門員研修申込書類在中</u> と記載してください。</p> <p>○提出の際は書類一式を様式1から順番に揃え、クリップなどで留めてください。(ホチキス不可)</p> <p>○事業所で申込者が複数名いる場合は、人数分の申込書一式を同封し、事業所でまとめて提出するようにしてください。</p> <p>○封筒に入れる際は、書類が揃っているか、確認してください。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(例)</p> <p style="text-align: right;">□□□-□□□□</p> <p style="text-align: center;">□ □ □ 部 □ □ □ □ 課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>必ず担当課を明記してください</p> </div> <p style="text-align: right;">○市○○○○△△番地</p> </div>
--	--

## 各市町村申込書郵送先一覧

※申込書送付先は市町村になります。勤務地の市町村を下記の一覧で確認し申込書一式を郵送してください。

番号	市町村名	担当課	郵便番号	所在地
1	千葉市	保健福祉局健康福祉部 地域包括ケア推進課	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1
2	銚子市	高齢者福祉課	288-8601	銚子市若宮町1-1
3	市川市	福祉部地域包括支援課	272-8501	市川市八幡1-1-1
4	船橋市	地域包括ケア推進課	273-8501	船橋市湊町2-10-25
5	館山市	健康福祉部高齢者福祉課	294-8601	館山市北条1145-1
6	木更津市	福祉部介護保険課	292-8501	木更津市朝日3-10-19
7	松戸市	福祉長寿部指導監査課	271-8588	松戸市根本387-5
8	野田市	福祉部高齢者支援課 (地域包括支援センター)	278-8550	野田市鶴奉7-1
9	茂原市	福祉部高齢者支援課	297-8511	茂原市道表1
10	成田市	福祉部高齢者福祉課	286-8585	成田市花崎町760
11	佐倉市	福祉部高齢者福祉課	285-8501	佐倉市海隣寺町97
12	東金市	市民福祉部 高齢者支援課	283-8511	東金市東岩崎1-1
13	旭市	高齢者福祉課	289-2595	旭市二の2132番地
14	習志野市	健康福祉部介護保険課	275-8601	習志野市鷺沼2-1-1
15	柏市	地域包括支援課	277-0005	柏市柏5-8-12 教育福祉会館
16	勝浦市	高齢者支援課	299-5292	勝浦市新官1343-1
17	市原市	保健福祉部共生社会推進課 福祉総合相談センター	290-8501	市原市国分寺台中央1-1-1
18	流山市	健康福祉部介護支援課	270-0192	流山市平和台1-1-1
19	八千代市	健康福祉部福祉総合相談課	276-8501	八千代市大和田新田312-5
20	我孫子市	健康福祉部高齢者支援課	270-1192	我孫子市我孫子1858
21	鴨川市	市民福祉部健康推進課 福祉総合相談センター	296-0033	鴨川市八色887-1
22	鎌ヶ谷市	健康福祉部高齢者支援課	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1
23	君津市	福祉部介護保険課	299-1192	君津市久保2-13-1
24	富津市	健康福祉部介護福祉課	293-8506	富津市下飯野2443
25	浦安市	福祉部中央地域包括支援センター	279-8501	浦安市猫実1-1-1
26	四街道市	福祉サービス部高齢者支援課	284-8555	四街道市鹿渡無番地

番号	市町村名	担当課	郵便番号	所在地
27	袖ヶ浦市	福祉部介護保険課	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場 1 - 1
28	八街市	福祉部高齢者福祉課	289-1192	八街市八街ほ 3 5 - 2 9
29	印西市	福祉部高齢者福祉課	270-1396	印西市大森 2 3 6 4 - 2
30	白井市	福祉部高齢者福祉課	270-1492	白井市復 1 1 2 3
31	富里市	健康福祉部高齢者福祉課	286-0292	富里市七栄 6 5 2 -1
32	南房総市	保健福祉部高齢者支援課	294-8701	南房総市谷向 1 0 0
33	匝瑳市	高齢者支援課	289-2198	匝瑳市八日市場ハ 7 9 3 - 2
34	香取市	福祉健康部高齢者福祉課	287-8501	香取市佐原口 2 1 2 7
35	山武市	保健福祉部高齢者福祉課	289-1392	山武市殿台 2 9 6
36	いすみ市	健康高齢者支援課	298-8501	いすみ市大原 7 4 0 0 - 1
37	大網白里市	高齢者支援課	299-3292	大網白里市大網 1 1 5 - 2
38	酒々井町	健康福祉課	285-8510	印旛郡酒々井町中央台 4 - 1 1
39	栄町	健康介護課	270-1592	印旛郡栄町安食台 1 - 2
40	神崎町	保健福祉課	289-0221	香取郡神崎町神崎本宿 9 6
41	多古町	保健福祉課	289-2241	香取郡多古町多古 2 8 4 8
42	東庄町	健康福祉課	289-0612	香取郡東庄町石出 2 6 9 2 - 4
43	九十九里町	健康福祉課	283-0195	山武郡九十九里町片貝 4 0 9 9
44	芝山町	福祉保健課	289-1692	山武郡芝山町小池 9 9 2
45	横芝光町	福祉課	289-1793	山武郡横芝光町宮川 1 1 9 0 2
46	一宮町	福祉健康課	299-4396	長生郡一宮町一宮 2 4 5 7
47	睦沢町	福祉課	299-4492	長生郡睦沢町下之郷 1 6 5 0 - 1
48	長生村	福祉課	299-4394	長生郡長生村本郷 1 - 7 7
49	白子町	健康福祉課	299-4292	長生郡白子町関 5 0 7 4 - 2
50	長柄町	健康福祉課	297-0298	長生郡長柄町桜谷 7 1 2
51	長南町	福祉課 包括支援センター	297-0192	長生郡長南町長南 2 1 1 0
52	大多喜町	健康福祉課 介護保険係	298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜 9 3
53	御宿町	保健福祉課	299-5192	夷隅郡御宿町須賀 1 5 2 2
54	鋸南町	保健福祉課	299-1902	安房郡鋸南町保田 5 6 0